

## 廃棄物本格撤去計画書（案）

### 修正内容

廃棄物本格撤去計画書（案） 修正事項

項目	1.本格撤去における前提条件 1-3 本格撤去計画における前提条件	ページ	P2
内容	適正処理、 処理先、 災害時等の対応および情報公開に関する文章修正と追加		

修正前

- 処理先  
処理にあたっては、自区内で処理することを基本とする。
- 適正処理  
処理にあたっては、廃棄物の性状に応じ、廃棄物処理法の基準および産廃特措法の基本方針にしたがって適正に処理する。

なお、本格撤去計画は撤去作業の実施状況を踏まえ、県の協議会などにおいて十分に説明し、適宜見直すものとする。

修正後

- 適正処理  
処理にあたっては、既往調査及びサンプリング調査の結果に基づき特別管理産業廃棄物及び普通産業廃棄物に区分し、その区分毎に廃棄物処理法の基準および産廃特措法の基本方針にしたがって適正に処理する。
- 処理先  
処理にあたっては、上記の適正処理の前提条件に基づき、自区内で処理することを基本とする。

県は、上記の前提条件を達成するために、県の協議会などにおいて撤去作業の実施状況を十分に説明し、本格撤去計画を適宜見直すものとする。

なお、予期できない災害等により本計画の実施に問題が生じた場合は、専門家と協議しながら事案に応じて迅速かつ適切に対応する。

県は、本格撤去計画に関する情報を広く公開し、県民等と情報を共有するものとする。

廃棄物本格撤去計画書（案） 修正事項

項目	2 . 本格撤去計画の概要 2-2 本格撤去計画の考え方	ページ	P4
内容	(3) 搬出量管理の記載、土壌名称変更		

修正前

(3) 撤去方法

廃棄物は、性状に応じ適正に処理するため、既往調査結果に基づき 1,000m<sup>3</sup>単位のプロックごとに特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物に区分し、標高の高いエリアからスライス式に掘削していくものとする。掘削した廃棄物は必要に応じ、受入先の受入基準に合致させるため選別処理を行った上で受入先に搬出する。

なお、廃棄物と互層になっている土壌については、掘削時にできる限り分離した後、確認分析を行い、土壌環境基準を満たすものは場内で再利用する。

また、土壌環境基準を満たす汚泥や堆肥様物等最終的に土壌に還元されるものについては、今後、県の協議会などにおいて十分に説明し、その有効な再利用の方途について検討していただき、コンセンサスが得られる場合には場内で再利用する。

修正後

(3) 撤去方法

廃棄物は、性状に応じ適正に処理するため、既往調査結果に基づき 1,000m<sup>3</sup>単位のプロックごとに特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物に区分し、標高の高いエリアからスライス式に掘削していくものとする。掘削した廃棄物は必要に応じ、受入先の受入基準に合致させるため選別処理を行った上で受入先に搬出する。

廃棄物の搬出量は、実績に応じ、適宜、見直しを行いながら管理する。

なお、廃棄物と互層になっている覆土については、掘削時にできる限り分離した後、確認分析を行い、土壌環境基準を満たすものは場内で再利用する。

また、土壌環境基準を満たす汚泥や堆肥様物等最終的に土壌に還元されるものについては、今後、県の協議会などにおいて十分に説明し、その有効な再利用の方途について検討していただき、コンセンサスが得られる場合には場内で再利用する。

廃棄物本格撤去計画書（案） 修正事項

項目	2 . 本格撤去計画の概要 2-3 廃棄物撤去の考え方	ページ	P5
内容	「(1)廃棄物の区分」と「(2)区分の確認」を合体の上、文章追加		

修正前

(1) 廃棄物の区分

廃棄物は、既往調査結果に基づき、ブロック毎に廃棄物処理法の基準により、特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物に区分する。

特別管理産業廃棄物は、さらに、重金属やダイオキシン類が特管判定基準を超過しているもの（特別管理産業廃棄物 1）とVOCのみが特管判定基準を超過しているもの（特別管理産業廃棄物 2）に区分する。

(2) 区分の確認

普通産業廃棄物のうち、普通産業廃棄物処理施設で処理する予定のブロックについては、適正処理の観点から、掘削前に地山におけるサンプリング分析を実施し、普通産業廃棄物であることを確認する。

特別管理産業廃棄物 2 については、掘削・選別作業によりVOC濃度が変化していることが考えられることから、必要に応じて分析を実施し、特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物のどちらに該当するかを確認する。

修正後

(1) 廃棄物の区分及び確認

廃棄物は、既往調査結果に基づき、ブロック毎に廃棄物処理法の基準により、特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物に区分し、それぞれ必要な許可を有する処理施設へ搬出するものとする。

特別管理産業廃棄物は、さらに、重金属やダイオキシン類が特管判定基準を超過しているもの（特別管理産業廃棄物 1）とVOCのみが特管判定基準を超過しているもの（特別管理産業廃棄物 2）に区分する。

なお、特別管理産業廃棄物 2 については、掘削・選別作業によりVOC濃度が変化していることが考えられることから、必要に応じて分析を実施し、特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物のどちらに該当するか確認のうえ、該当する処理施設へ搬出する。

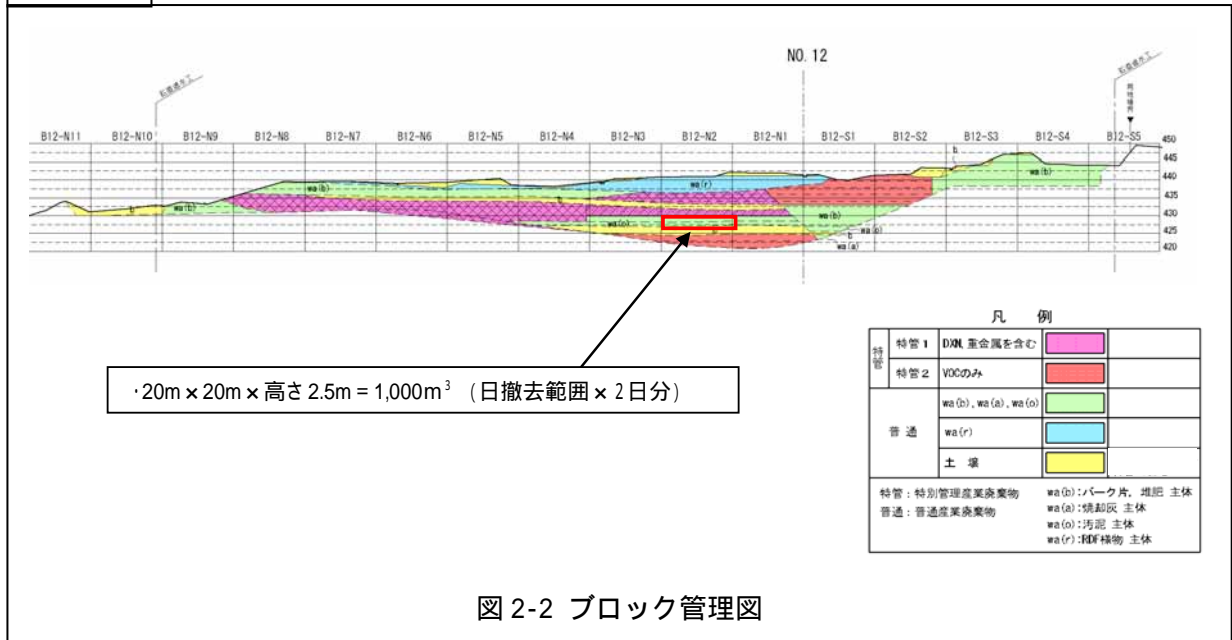
普通産業廃棄物のうち、普通産業廃棄物のみの許可を有する処理施設へ搬出する予定のブロックについては、適正処理の観点から、掘削前にサンプリング分析を実施し、普通産業廃棄物であることを確認のうえ、普通産業廃棄物処理施設へ搬出する。

(以下、「(2)廃棄物の区分管理」「(3)撤去基本フロー」とする。)

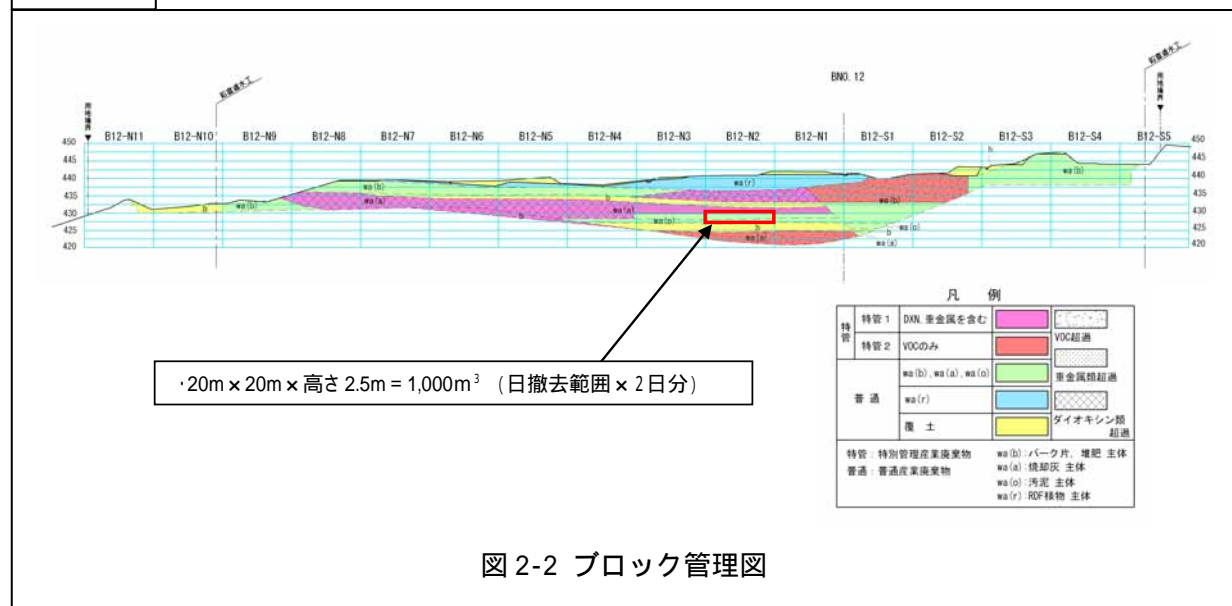
廃棄物本格撤去計画書（案） 修正事項

項目	2 . 本格撤去計画の概要 2-3 廃棄物撤去の考え方	ページ	P6
内容	(3) 図 2-2 ブロック管理図 修正		

修正前



修正後



項目	2. 本格撤去計画の概要 2-3 廃棄物撤去の考え方	ページ	P7
内容	(4) 図2-3 撤去基本フローにおける土壌名称等の変更		

修正前

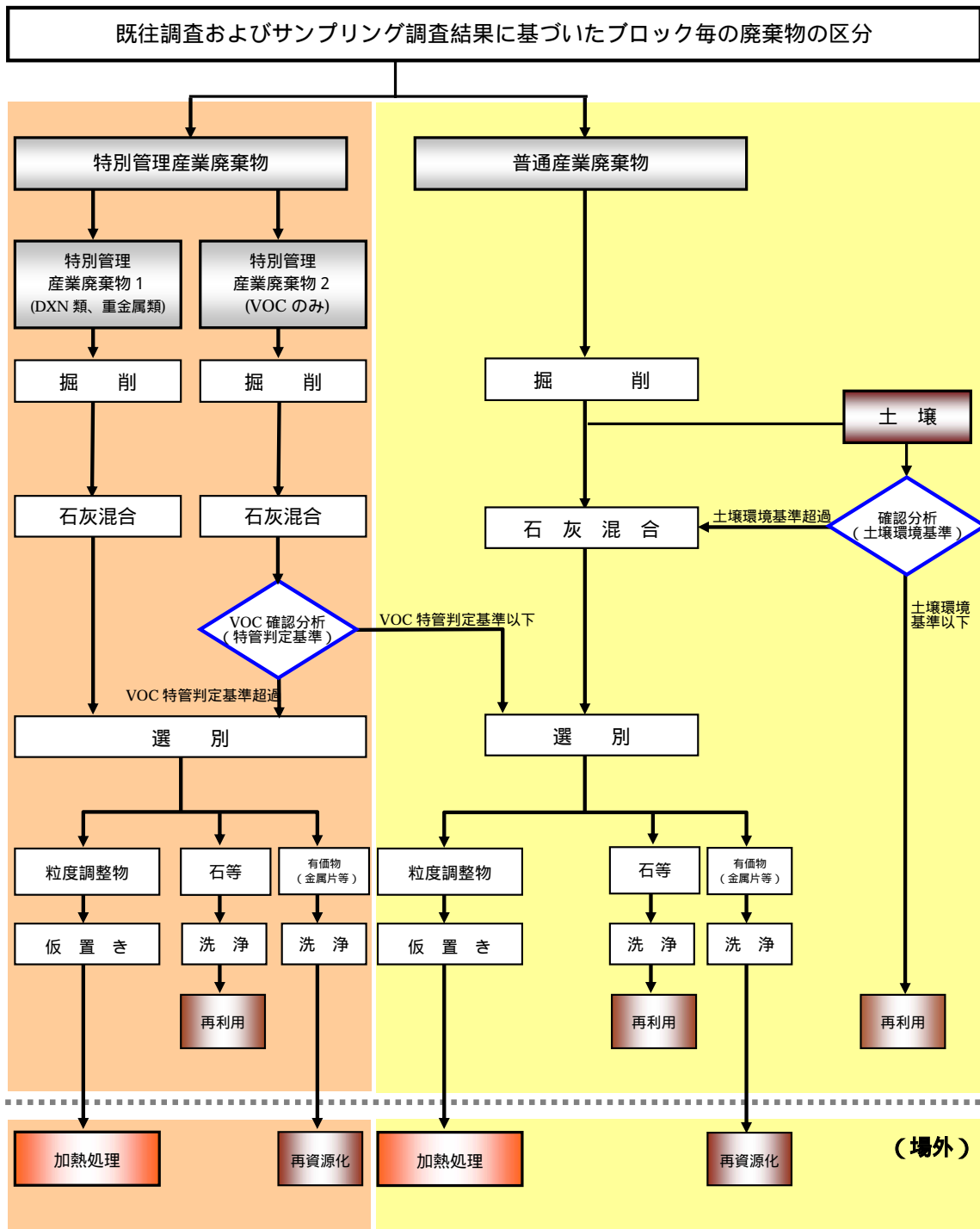
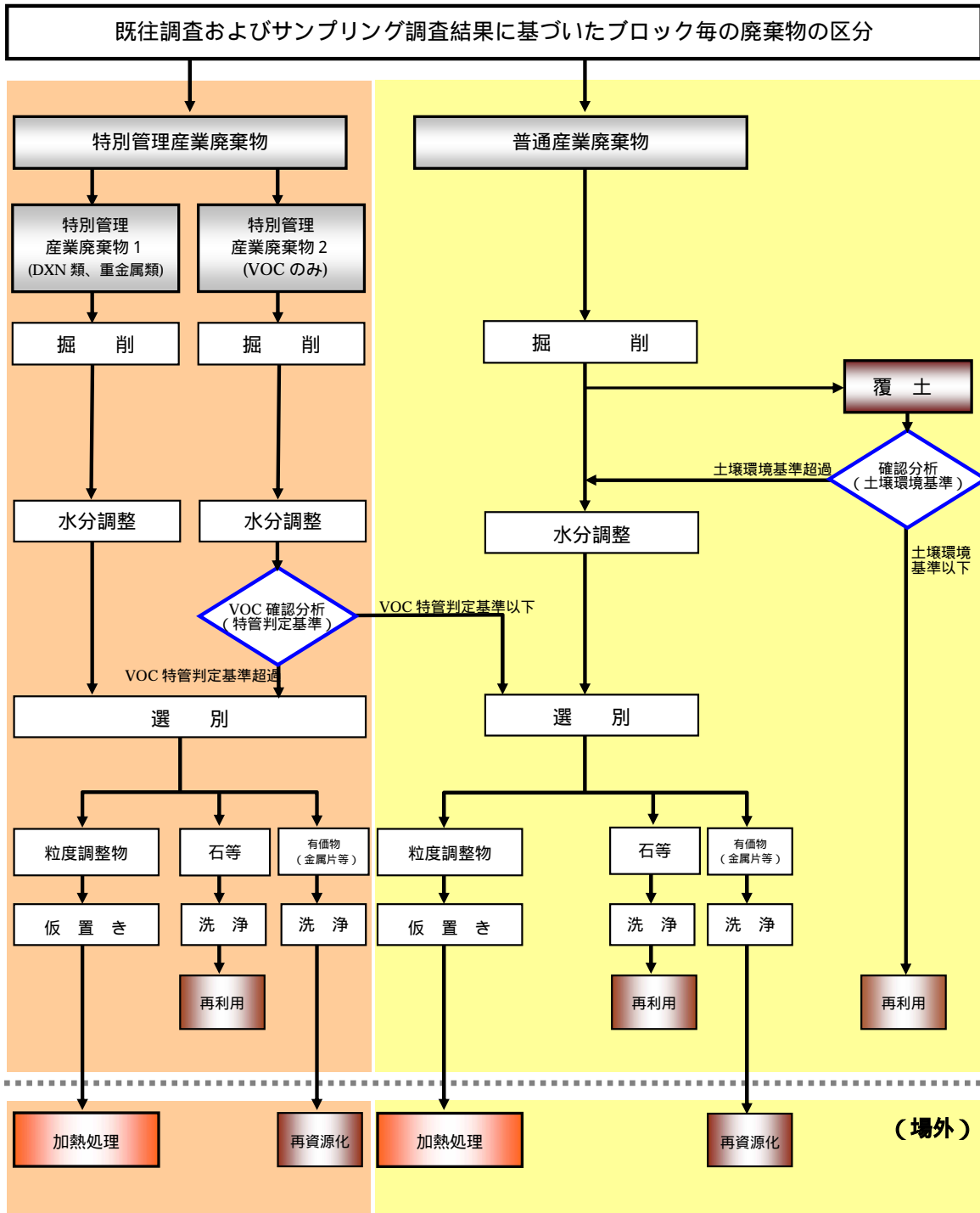


図2-3 撤去基本フロー

修正後



覆土: 廃棄物の上層および中間層の土壌

図 2-3 撤去基本フロー

廃棄物本格撤去計画書（案） 修正事項

項目	2．本格撤去計画の概要	ページ	P9
内容	2-5 撤去進捗管理 項目の追加		

追加

2 - 5 撤去進捗管理

廃棄物の撤去管理は、日常的な統計管理により進捗状況を把握し、適宜、計画の見直しを行う。また、定期的（1ヶ月毎）に情報公開を行う。

（ 以下、「2 - 6 撤去完了確認」「2 - 7 環境再生」とする。 ）



廃棄物本格撤去計画書（案） 修正事項

項目	2．本格撤去計画の概要 2 - 6 撤去完了確認	ページ	P9
内容	文章修正		

修正前

廃棄物及び汚染土壌の撤去完了の確認は以下のとおり行うものとする。

廃棄物及び汚染土壌の撤去完了の確認は、基本的に以下のとおり廃棄物の標高が 5m 下がるごとに、地山の出た範囲について住民立ち会いのもと確認していくものとする。

- ・ E L . 4 4 0 m 以上撤去完了時（平成 20 年度頃）
- ・ E L . 4 3 5 m 以上撤去完了時（平成 22 年度頃）
- ・ E L . 4 3 0 m 以上撤去完了時（平成 23 年度頃）
- ・ 撤去完了時（平成 24 年度）

廃棄物及び汚染土壌の撤去完了の確認方法は以下のとおりとする。

（廃棄物）地山の目視確認及び重機による試掘により確認する。

（汚染土壌）地山確認の際、地山から土壌サンプルを採取し確認分析を行うものとする。

修正後

廃棄物及び汚染土壌の撤去完了の確認は以下のとおり行うものとする。

廃棄物及び汚染土壌の撤去完了の確認は、基本的に以下のとおり廃棄物の標高が 5m 下がるごとに、地山の出た範囲について公開のもと確認していくものとする。

- ・ E L . 4 4 0 m 以上撤去完了時（平成 20 年度頃）
- ・ E L . 4 3 5 m 以上撤去完了時（平成 22 年度頃）
- ・ E L . 4 3 0 m 以上撤去完了時（平成 23 年度頃）
- ・ 撤去完了時（平成 24 年度）

廃棄物及び汚染土壌の撤去完了の確認方法は以下のとおりとする。

（廃棄物）地山の目視確認及び重機による試掘により確認する。

（汚染土壌）地山確認の際、地山から土壌サンプルを採取し確認分析を行い、その結果を公表するものとする。

廃棄物本格撤去計画書（案） 修正事項

項目	3 . 本格撤去の工程 3-1 掘削工程	ページ	P10
内容	リスク低減を図ることの文章追加		

修正前

掘削作業は、下記事項を基本として行うものとする。

標高の高いエリアより、スライス式で掘削し、徐々に標高を下げる。

掘削用場内道路は、現在の場内道路を優先して利用しながら、標高が下がる度に掘削標高毎に設置する。場内道路沿いに浸出水集排水管を事前に設置し、浸出水の水位を下げながら掘削する。

掘削は、2.5m高毎に行う。

1日掘削範囲は、0.5ブロック（20m×10m×高さ2.5m = 500m<sup>3</sup>）を基準とする。

掘削エリアの遮水シートは、掘削前に当該部分を剥ぎ、掘削終了後には、遮水シートを再度敷設する。

修正後

掘削作業は、下記事項を基本として行うものとする。

標高の高いエリアより、スライス式で掘削し、徐々に標高を下げる。

掘削用場内道路は、現在の場内道路を優先して利用しながら、標高が下がる度に掘削標高毎に設置する。場内道路沿いに浸出水集排水管を事前に設置し、浸出水の水位を下げながら掘削する。

掘削は、2.5m高毎に行う。

1日掘削範囲は、0.5ブロック（20m×10m×高さ2.5m = 500m<sup>3</sup>）を基準とする。

掘削エリアの遮水シートは、掘削前に当該部分を剥ぎ、掘削終了後には、遮水シートを再度敷設する。

また、掘削前の廃棄物や作業環境等に対するリスク低減を図るための対策を検討していくものとする。

項目	3. 本格撤去の工程 3-1 掘削工程	ページ	P10
内容	図 3-1 掘削標準図 修正		

修正前

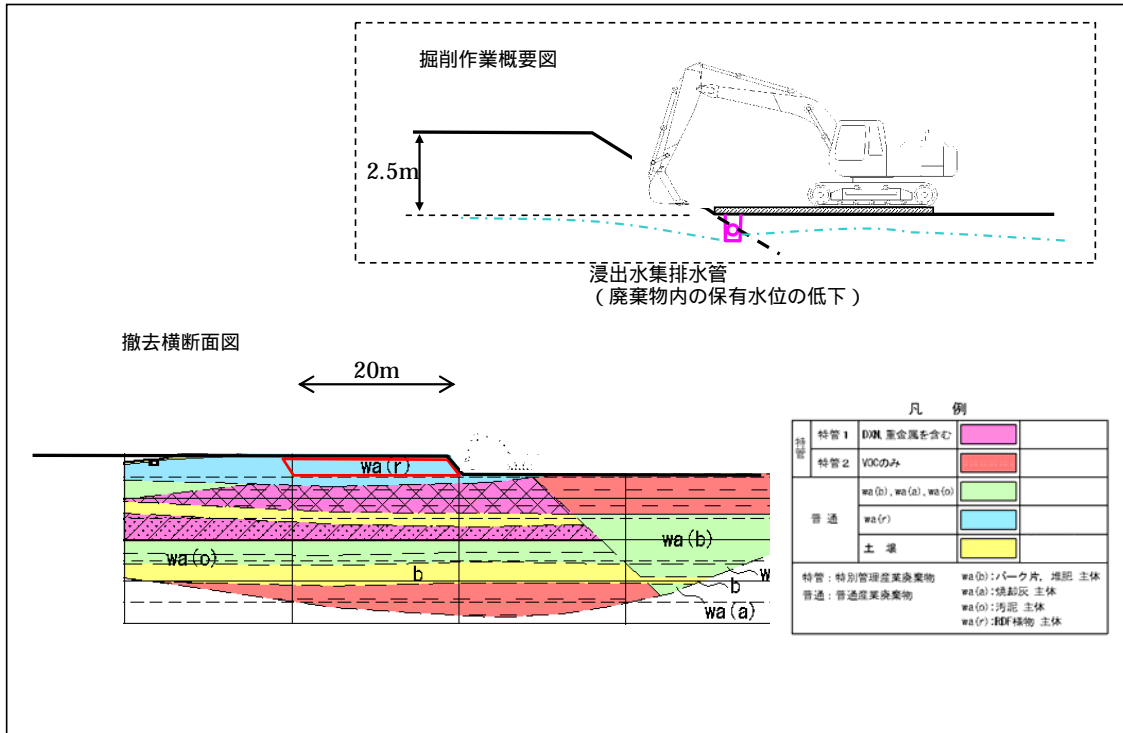


図 3-1 掘削標準図

修正後

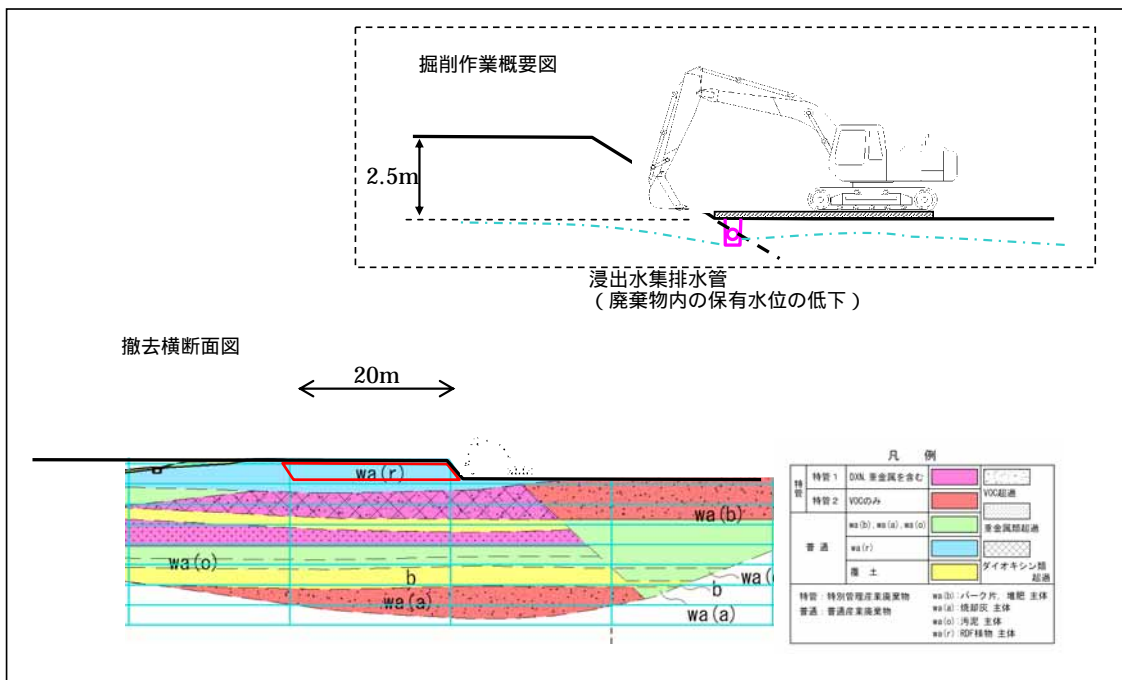


図 3-1 掘削標準図

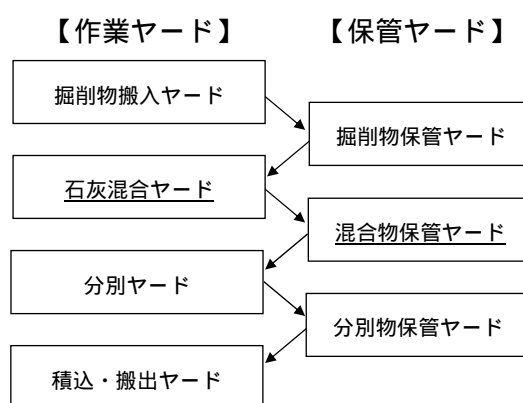
廃棄物本格撤去計画書（案） 修正事項

項目	3 . 本格撤去の工程 3-2 選別工程	ページ	P13
内容	(2) 選別工程の内容 文章修正 フロー修正		

修正前

選別方法：基本的に現施設と同様に、石灰混合後の廃棄物をふるい分けの分別機で粒度調整するものとする（0～40mm、40～100mm、100mm以上（場内仮置き））。  
ただし、選別方法は、搬出先、廃棄物の性状等により変わる可能性がある。

設置するヤード：以下の作業と保管のヤードを設置する。

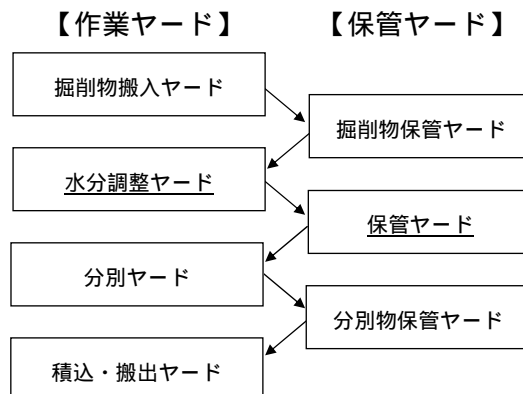


修正後

選別方法：基本的に現施設と同様に、水分を調整した後、廃棄物をふるい分けの分別機で粒度調整するものとする（0～40mm、40～100mm、100mm以上（場内仮置き））。

ただし、選別方法は、搬出先、廃棄物の性状等により変わる可能性がある。

設置するヤード：以下の作業と保管のヤードを設置する。



廃棄物本格撤去計画書（案） 修正事項

項目	3．本格撤去の工程 3-2 選別工程	ページ	P13
内容	(3) その他 文章修正		

修正前

(3) その他

石灰混合および選別を行わない廃棄物（RDF 様物、廃食品等）は、直接積み込み、搬出することを基本とする。

修正後

(3) その他

水分調整および選別を行わない廃棄物（RDF 様物、廃食品等）は、直接積み込み、搬出することを基本とする。

廃棄物本格撤去計画書（案） 修正事項

項 目	3 . 本格撤去の工程 3-4 処理工程	ページ	P15
内 容	(1) 土壌名称変更		

修正前

(1) 処理方法等

廃棄物の処理にあたっては、自区内で処理することを基本とし、廃棄物の性状に応じ廃棄物処理法の基準にしたがって適正に処理する。

処理方法は、「焼却」、「焼成」、「溶融」のいずれかの加熱処理を行う。なお今後、その性状及び形状等から加熱処理に適さないものについてはそれ以外の処理方法（脱水、中和、破碎、コンクリート固型化等の中間処理や埋立処分など）のうち最も合理的な方法により適正に処理することを検討する。

石類や土壌環境基準を満たす土壌は現場で再利用し、金属類は再資源化を図る。

修正後

(1) 処理方法等

廃棄物の処理にあたっては、自区内で処理することを基本とし、廃棄物の性状に応じ廃棄物処理法の基準にしたがって適正に処理する。

処理方法は、「焼却」、「焼成」、「溶融」のいずれかの加熱処理を行う。なお今後、その性状及び形状等から加熱処理に適さないものについてはそれ以外の処理方法（脱水、中和、破碎、コンクリート固型化等の中間処理や埋立処分など）のうち最も合理的な方法により適正に処理することを検討する。

石類や土壌環境基準を満たす覆土は現場で再利用し、金属類は再資源化を図る。

廃棄物本格撤去計画書（案） 修正事項

項目	4．作業環境管理	ページ	P16
内容	日常監視と現場作業の流れ（基本フロー）の変更		

